

議案第 80 号

米原市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例について

米原市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 6 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）の施行およびこれに伴う関係政令の公布に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例

(米原市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 米原市職員の再任用に関する条例（平成17年米原市条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

(米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年米原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金 または被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険 法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成 24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害 共済年金もしくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定 による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。） および国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年 金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単 に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害 基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚 生年金等または平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する 給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共 済法による障害共済年金」という。）もしくは平成24年一元化 法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下 「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」とい	0.88

	う。)が支給される場合を除く。)	
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等および障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等または平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金もしくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金または平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金もしくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下単に「遺族厚生年金等」という。)および国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0.80
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84

遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等または平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金もしくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）または国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金または寡婦年金	0.90

付則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等および障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等または平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金もしくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

（米原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第3条 米原市消防団員等公務災害補償条例（平成17年米原市条例第157号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表の次のように改める。

<p>1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金または被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表および次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金もしくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）および国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表および第5項の表において「障害基礎年金」という。）</p>	<p>0.73</p>
<p>2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等および障害基礎年金</p>	<p>0.82（第1級または第2級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.81）</p>
<p>3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>障害厚生年金等および障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>
<p>4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等および障害基礎年金</p>	<p>0.82（第1級または第2級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあ</p>

		っては、0.81)
5 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金または平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金もしくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表および次項の表において「遺族厚生年金等」という。)および国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表および次項の表において「遺族基礎年金」という。)	0.80
6 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等および遺族基礎年金	0.87

付則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障がいについて平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金または厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下	0.88

	この表および第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.91(第1級または第2級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.90)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障がいについて平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.91)
3 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障がいについて平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
4 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.89(第1級または第2級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあつては、0.88)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障がいについて平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級

	ついて平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあつては、0.91)
5 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金または旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)または国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)または国民年金法による寡婦年金	0.92

付則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「当該年金たる給付の二が支給される」を「当該法律による年金たる給付の数が2である」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表および第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表および第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75

	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表および第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級または第2級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.92）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89

4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあつては0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあつては0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級または第2級の障害等級に該当する障がいに係る障害

		補償年金に あつては、 0.92)
5 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金または寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金または寡婦年金	0.93

付則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等および障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86

障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等または平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
--	------

付則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

（米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新公務災害条例」という。）付則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償および休業補償ならびに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償および適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

第3条 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この条において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障がいを給付事由とするものをいう。）または平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをい

う。)に係るものに限る。) または平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この条において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障がいを給付事由とするものをいう。) または平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金もしくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金もしくは遺族共済年金または平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金もしくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新公務災害条例付則第5条第1項の規定は、適用しない。

第4条 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に第2条の規定による改正前の米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例付則第5条の規定により支給された年金たる補償および休業補償は、新公務災害条例による年金たる補償および休業補償の内払とみなす。

(米原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第3条の規定による改正後の米原市消防団員等公務災害補償条例(以下「新消防公務災害条例」という。)付則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償および休業補償ならびに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る

年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償および適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

第6条 適用日から施行日の前日までの間に第3条の規定による改正前の米原市消防団員等公務災害補償条例付則第5条の規定により支給された年金たる損害補償および休業補償は、新消防公務災害条例による年金たる損害補償および休業補償の内払とみなす。

米原市職員の再任用に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>米原市職員の再任用に関する条例</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 改正法附則第5条の条例で定める日は、平成19年4月1日とし、<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等（附則第4項において「特定警察職員等」という。）である者については、同日から、第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p>3以下 略</p> <p>付 則 (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。</u></p>	<p>米原市職員の再任用に関する条例</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 改正法附則第5条の条例で定める日は、平成19年4月1日とし、<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等（附則第4項において「特定警察職員等」という。）である者については、同日から、第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p>3以下 略</p>

米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後			現 行		
米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例			米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例		
目次 略			目次 略		
本則 略			本則 略		
付 則			付 則		
第1条～第4条の2 略			第1条～第4条の2 略		
(他の法令による給付との調整)			(他の法令による給付との調整)		
<p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障がいまたは死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障がいまたは死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障がいまたは死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障がいまたは死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金または被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金もしくは平成24年一元化	0.73	傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75
			国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる		0.75

	<u>法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）および国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）</u>			<u>保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）</u>	
	<u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	0.86		<u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）</u>	0.89
	<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等または平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）もしくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</u>	0.88		<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）および国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）</u>	0.73
	<u>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第37条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）</u>	0.75		<u>障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	0.86
	<u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）</u>	0.75		<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）もしくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）または障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u>	0.88
	<u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）</u>	0.89			
障害補償年金	障害厚生年金等および障害基礎年金	0.73	障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
				旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
				旧国民年金法の障害年金	0.89
				障害厚生年金および障害基礎年金	0.73
				障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
				障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害共済年金または障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

	<u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.83</u>	<u>遺族補償年金</u>	<u>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</u>	<u>0.80</u>
	<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等または平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金もしくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>		<u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</u>	<u>0.80</u>
	<u>旧船員保険法による障害年金</u>	<u>0.74</u>		<u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金または寡婦年金</u>	<u>0.90</u>
	<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	<u>0.74</u>		<u>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）および国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）</u>	<u>0.80</u>
	<u>旧国民年金法による障害年金</u>	<u>0.89</u>		<u>遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.84</u>
<u>遺族補償年金</u>	<u>厚生年金保険法による遺族厚生年金または平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金もしくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）および国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）</u>	<u>0.80</u>		<u>遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法もしくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金または遺族厚生年金が支給される場合を除く。）または国民年金法の規定による寡婦年金</u>	<u>0.88</u>
	<u>遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.84</u>			
	<u>遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等または平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金もしくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）または国民年金法による寡婦年金</u>	<u>0.88</u>			
	<u>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</u>	<u>0.80</u>			

<u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる 保険給付のうち遺族年金</u>	<u>0.80</u>
<u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる 給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金または寡婦 年金</u>	<u>0.90</u>

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

<u>障害厚生年金等および障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>
<u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.86</u>
<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等または平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金もしくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>
<u>旧船員保険法による障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>旧国民年金法による障害年金</u>	<u>0.89</u>

第6条 略

付 則

(施行期日)

<u>旧船員保険法の障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>旧厚生年金保険法の障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>旧国民年金法の障害年金</u>	<u>0.89</u>
<u>障害厚生年金および障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>
<u>障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.86</u>
<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害共済年金または障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

第6条 略

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

(米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新公務災害条例」という。)付則第5条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償および休業補償ならびに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償および適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

第3条 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下この条において「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障がい給付事由とするものをいう。)または平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)または平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この条において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被

用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障がい給付事由とするものをいう。）または平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金もしくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金もしくは遺族共済年金または平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金もしくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新公務災害条例付則第5条第1項の規定は、適用しない。

第4条 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に第2条の規定による改正前の米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例付則第5条の規定により支給された年金たる補償および休業

補償は、新公務災害条例による年金たる補償および休業補償の内払とみなす。

米原市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表（第3条関係）

改正後			現 行		
米原市消防団員等公務災害補償条例			米原市消防団員等公務災害補償条例		
目次 略			目次 略		
本則 略			本則 略		
付 則			付 則		
第1条～第4条 略			第1条～第4条 略		
(他の法律による給付との調整)			(他の法律による給付との調整)		
<p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償の事由となった障がいまたは死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、</u>当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該年金たる損害補償の事由となった障がいまたは死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額</u>）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>			<p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償の事由となつた障がいまたは死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、</u>当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該損害補償の事由となった障がいまたは死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額</u>）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>		
1 傷病補償	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生	0.73	傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害	0.73
年金(第18条の2に規定する公務上の災害に	年金または被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表および次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共			厚生年金および国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)	
			障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金および国民年金	0.73

<u>係るものを除く。)</u>	<u>済年金もしくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)</u> <u>および国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表および第5項の表において「障害基礎年金」という。)</u>		<u>法の規定による障害基礎年金</u>	
<u>2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</u>	<u>障害厚生年金等および障害基礎年金</u>	<u>0.82(第1級または第2級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.81)</u>	<u>遺族補償年金</u> <u>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金および国民年金</u> <u>法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)</u> <u>附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。)</u>	<u>0.80</u>
<u>3 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</u>	<u>障害厚生年金等および障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>		

4 障害補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等および障害基礎年金	0.82（第1級または第2級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあつては、0.81）
5 遺族補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金または平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金もしくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表および次項の表において「遺族厚生年金等」という。）および国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表および次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等および遺族基礎年金	0.87

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由と

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障

なった障がいまたは死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障がいまたは死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償	1 障害厚生年金等	0.86
年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障がいについて平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金または厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表および第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88

がいまたは死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障がいまたは死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障がいにより国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）または厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障がいにより国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

2 傷病補償 年金(第18条 の2に規定 する公務上 の災害に係 るものに限 る。)	1 障害厚生年金等	0.91(第1級 または第2級 の傷病等級に 該当する障が いに係る傷病 補償年金にあ っては、0.90)	遺族補償年金 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金 0.84 国民年金法の規定による遺族基礎年金(当該損害補償の事由 となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による 遺族共済年金が支給される場合を除く。)または国民年金法 の規定による寡婦年金 0.88
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障がい について平成24年一元化法改正前国共済法等による 障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級 の傷病等級に 該当する障が いに係る傷病 補償年金にあ っては、0.91)	
3 障害補償 年金(第18条 の2に規定 する公務上 の災害に係 るものを除 く。)	1 障害厚生年金等	0.83	
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障がい について平成24年一元化法改正前国共済法等による 障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	
4 障害補償 年金(第18条 の2に規定 する公務上 の災害に係 るものに限 る。)	1 障害厚生年金等	0.89(第1級 または第2級 の障害等級に 該当する障が いに係る障害 補償年金にあ っては、0.88)	

る。)		っては、0.88)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障がいについて平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第1級の障害等級に該当する障がいに係る障害補償年金にあつては、0.91)
5 遺族補償	1 遺族厚生年金等	0.84
年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金または旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)または国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償	1 遺族厚生年金等	0.89
年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)または国民年金法による寡婦年金	0.92

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障がいまたは死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障がいまたは死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同

に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障がいまたは死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表および第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表および第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表および第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償 年金（第18条	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該

表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障がいまたは死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80

の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)		当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.82)	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.82)	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金または寡婦年金	0.90
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級または第2級の傷病等級に該当する障がいに係る傷病補償年金にあつては、0.92)		
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.74		
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74		
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89		

4 障害補償 年金（第18条 の2に規定 する公務上 の災害に係 るものに限 る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の 障害等級に該 当する障がい に係る障害補 償年金にあっ ては0.81、第2 級の障害等級 に該当する障 がいに係る障 害補償年金に あつては0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の 障害等級に該 当する障がい に係る障害補 償年金にあっ ては0.81、第2 級の障害等級 に該当する障 がいに係る障 害補償年金に あつては0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級ま たは第2級の 障害等級に該 当する障がい

		に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金または寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金または寡婦年金	0.93

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障がいまたは死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1)・(2) 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障がいまたは死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1)・(2) 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規

法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等および障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等または平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

7 略

第6条以下 略

定による障害厚生年金または国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項または第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項または第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法の規定による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89

7 略

第6条以下 略

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

(米原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第3条の規定による改正後の米原市消防団員等公務災害補償条例（以下「新消防公務災害条例」という。）付則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償および休業補償ならびに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償および適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

第6条 適用日から施行日の前日までの間に第3条の規定による改正前の米原市消防団員等公務災害補償条例付則第5条の規定により支給された年金たる損害補償および休業補償は、新消防公務災害条例による年金たる損害補償および休業補償の内払とみなす。